

奈良工業高等専門学校と生駒市による
科学教育の充実に向けた協定書

生駒市内の教育及び生涯学習事業において、科学教育の充実に関する事業（以下「事業」という。）を推進するにあたり、奈良工業高等専門学校（以下「甲」という。）と生駒市（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、理科離れが進む現状において、甲及び乙が相互に連携、協力し、児童生徒の科学的好奇心を刺激することで、科学への興味や関心を高めるとともに、科学的な考え方や創造性の醸成に寄与する教育支援を行うことを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条に掲げる連携等の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲は乙からの要請に基づき乙の事業へ教員、技術職員、事務職員及び学生を派遣する。
- （2）甲は、学校運営上支障のない限り甲の施設、設備を乙の事業並びに甲及び乙の共催事業のために提供する。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。ただし、期間が満了する日の2ヶ月前までに甲又は乙いずれかの側からもこの協定を破棄する意思の表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

2 甲及び乙は、双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第4条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成30年3月1日

奈良県大和郡山市矢田町2番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長

奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長

後藤 景子

小紫 雅史